

国民年金からのお知らせ

災害による国民年金保険料の免除申請について

国民年金保険料には、災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度（特例免除）があります。

平成 30 年北海道胆振東部地震による被災により、国民年金保険料の納付が困難になった場合には、未納のままにしないで免除申請手続きを行ってください。（住宅、家財その他の財産について、おおむね 2 分の 1 以上の損害を受けられた方が対象となります。）

・申請手続きに必要なもの

国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届

⇒り災証明書の区分が「半壊」以上の場合は、り災証明書の提出により省略することができます。

保険金・損害賠償金の支給金額等を確認できる証明書の写し

⇒保険金・損害賠償金等が支給される場合のみ、必要となります。

・免除される期間等

今回の地震災害により免除が承認される期間は、平成 30 年 8 月分から平成 32 年 6 月分までの期間となりますが、免除申請は年度単位で行っていただく必要がありますので、現時点では平成 31 年 6 月分までの期間の申請となります。

平成 31 年 7 月分から平成 32 年 6 月分までの期間は平成 31 年 7 月以降にあらためて申請いただくこととなりますので、ご了承ください。

・減額される年金額を増やせます

保険料が免除された期間は、10 年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）により、保険料を納付した場合と同じになります。

国民年金保険料の納付は「口座振替」が便利でお得です

国民年金保険料は日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニなどで納めることができます。

しかし、「忙しくて・・・」、「つい、うっかり・・・」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったり、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。

・毎月振替は 2 種類

早割（当月末日振替）にすると月々 50 円割引！

通常の口座振替の振替日は翌月末日ですが、申し出により早割（当月末日振替）にすると 1 か月あたり 50 円の割引になります。

・申請手続きに必要なもの

年金手帳、預貯金通帳、預貯金通帳届出印